

## 志筑忠雄の背景としての実家・中野家：家屋の敷地・通詞株・長崎社会での位置

大島, 明秀  
熊本県立大学

<https://hdl.handle.net/2324/6768420>

---

出版情報：文彩. 19, pp.7-21, 2023-03-01. Faculty of Literature, Prefecture University of Kumamoto

バージョン：

権利関係：

## 志筑忠雄の背景としての実家・中野家

— 家屋の敷地・通詞株・  
長崎社会での位置 —

大島 明秀

はじめに

「曆象新書」や「鎖国論」の訳出で周知される志筑忠雄（一七六〇～一八〇六）は、「阿蘭陀通詞」と紹介されることが少なくない。しかしながら、志筑は阿蘭陀通詞の中でも身分の低い「稽古通詞」しか務めておらず、それも少なくとも天明二年（一七八二）二三歳時、長くとも天明六年二七歳時までのことであり、通詞を辞してからの残り二十年余りの人生は、実家である商家・中野家に戻り、再び仕官することなく蘭書翻訳に身を尽くした。

留意すべきは、辞職により、身分と禄を得る術のみならず、人脈まで失ったと想定されることである。通詞社会は、家柄と各通詞家が有する寡占的な利権の遵守を柱とした人間関係を要としており、稽古通詞を辞めた志筑は間違いなくそこから締め出されたのである。

う。そもそも中野家は通詞家ではなく、志筑忠雄のよ  
うな突出した翻訳家が在野にある事態など、通詞社会  
にとつては商売敵以外の何者でもない。換言すれば、  
このことは、野にあった志筑がいかにして生計を立て、  
蘭書を閲覧し、訳出に専念できたのか、という重大な  
問題が所在することを示している。

以上を踏まえ、本稿では、志筑忠雄が訳業を成しえた  
背景として実家の商家・中野家に着目し、同家の系譜  
や経営展開、ないしは家屋の立地、敷地ならびに建物  
配置などを手掛かりに、中野家が長崎社会でいかに  
力を有し、そしていかなる位置を占めていたのかに  
ついて検討する。

### 一、中野家の敷地と建物配置

中野家が三井越後屋の長崎での落札商人であったこと  
から、少なからぬ史料が現在三井文庫に保管されて  
おり、その中に「文政四「一八二二」巳七月記ス」と  
の年紀を有する同家系図の覚書が存在している。

夙に森岡美子が当該史料に基づいて中野家の系譜を  
図示しているが、四代用助（教令）の名を「敬令」と  
するなど信頼できない点がある。その後、松尾龍之  
介が改訂版を作成したが、前述四代用助の名である  
「教令」を記していないなど、系図史料に認められる

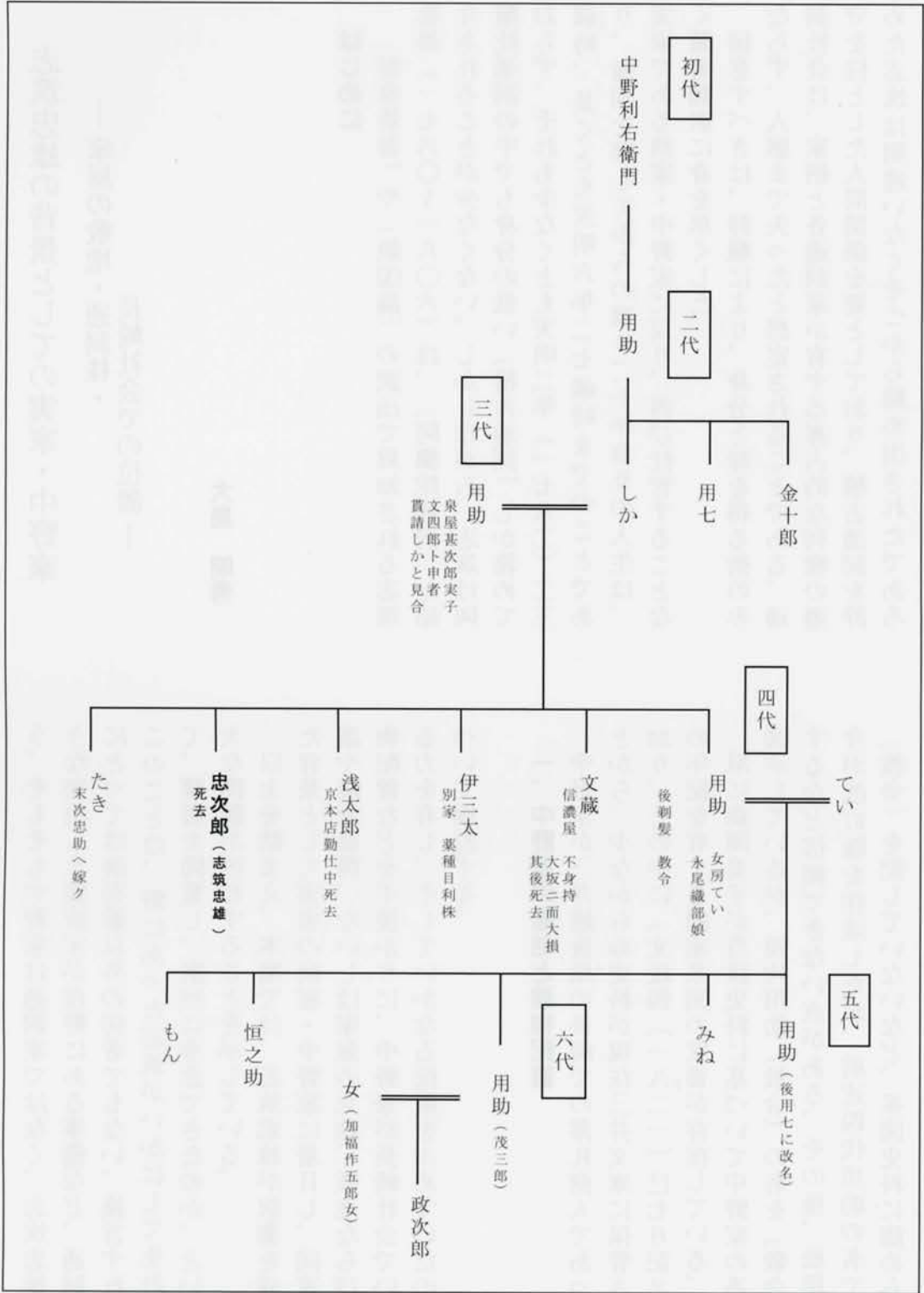


図1 中野家系譜（文政四年〔一八二一〕七月の覚書より）。

記述を必ずしも反映させたものではなかった<sup>4</sup>。したがって、改めて系図史料のみに基づいて、志筑忠雄（中野忠次郎）の兄弟と父四代用助に関する説明記述を正確に反映させた系譜を提示する（図1）。

中野家は初代利右衛門時の宝永頃（一七〇四～一七一二）から三井の用達を務め、その資本を背景に落札権利を持つ本商人となった<sup>5</sup>（図2-1、2-2）。かように中野家は長崎社会で確固たる地位を築いていたが、その家屋はどこに所在していたのだろうか。

ここで近世長崎の政治、経済、文化、社会の基礎史料である「長崎志」に中野家の家屋の立地を探索する（図3、4）。

「長崎志」<sup>6</sup>には正編と続編があり、正編は江戸中期の長崎聖堂書記役である田辺茂啓（一六八八～一七六八）が三十年にわたって編纂し、もともとは「長崎実録大成」という標題で明和元年（一七六四）長崎奉行に提出された文献であった。そして、茂啓の没後にも続編が書き継がれた。

さて、その「長崎志続編」には、レザノフ来航一件（一八〇四）についての記述や図が認められるが、その一つに「大波戸上陸道中図」があり、そこに中野用助宅が記載されている。



図2-1 三井越後屋の屋号紋は、丸に井桁三（『江戸買物独案内』下巻、一八二四年刊。国立国会図書館デジタルコレクションより転載）。



図2-2 中野の屋号紋は、井桁に中。三井と同じ井桁を用いているところにも深い関係性が窺える（『明安調方記玉手箱』、明和安永年間〔一七六四～一七八〇〕頃成。長崎歴史文化博物館蔵）。

大波戸上陸道中圖

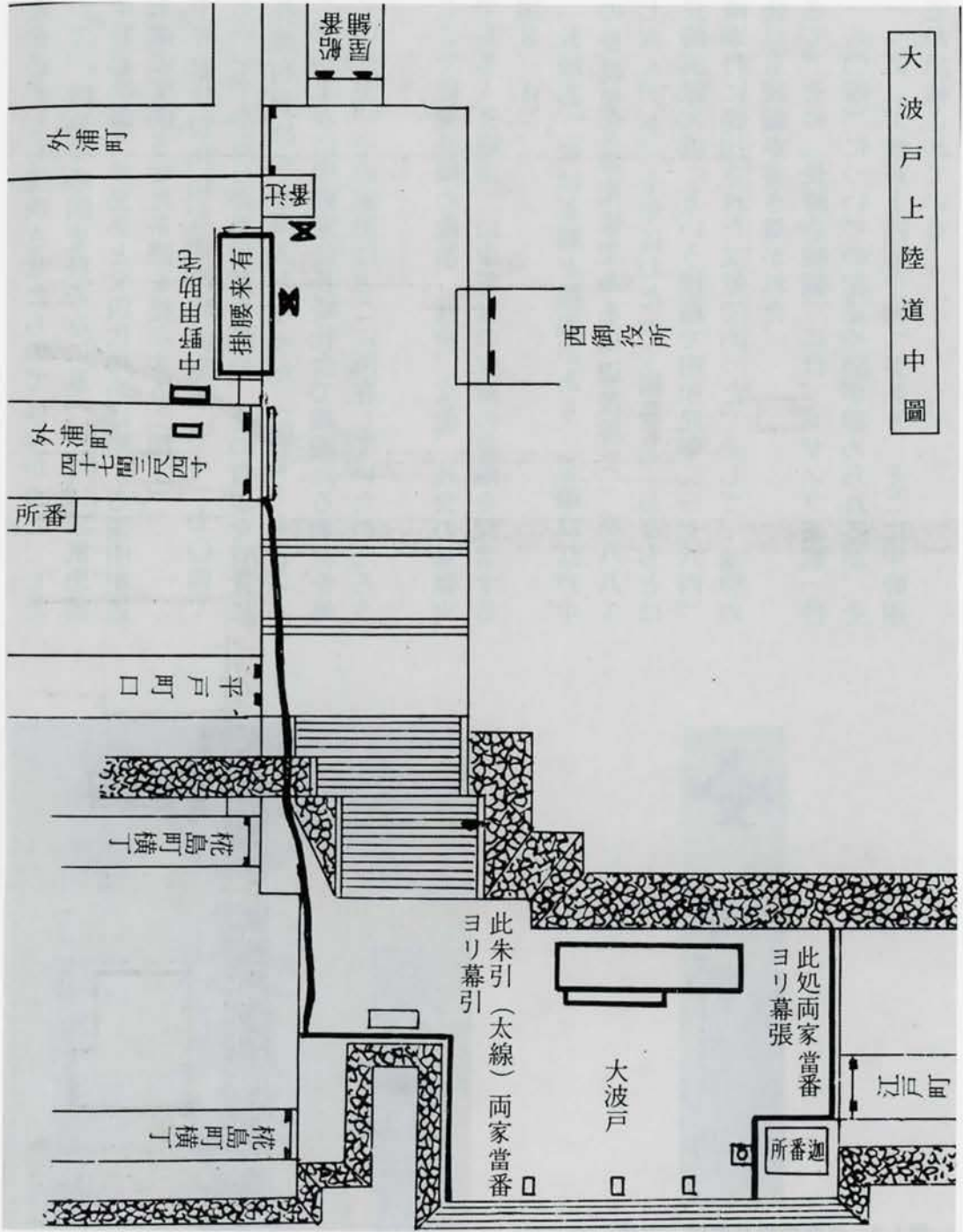


図3 「長崎志続編」卷一三之上（森永種夫校訂『長崎文献叢書』第一集第四卷、長崎文献社、一九七四年刊より転載）。



図4 中野用助宅跡（万才町四丁目）の現況。目下、外浦町という区画は存在せず、町割も変わっている。江戸町（長崎西奉行所）側の東南東方向から筆者撮影（二〇二二年一〇月二一日）。

図3 中央のやや上部に見える西御役所とは長崎西奉行所のことで、そのすぐ右は出島である。驚くべきことに、中野家は西奉行所のすぐ裏の外浦町、しかも奉

行所方面から数えて二軒目という一等地に家屋を構えていた。なお、「中野用助宅」の前にある長方形の記号は「筑前持」の警固である。さらに具体的に中野家の間取りや建物配置を探るために、三井文庫が所蔵する家屋の見取り図に着目する（図5）。

無題で年紀も備えていない図であるが、次の三点から中野家の家屋見取り図と確定できる。第一に、三井文庫が中野家史料を有すること。第二に、家屋に面した表通が外浦町であること。第三に、後述するように当該図に記された敷地の縦横の尺と「長崎惣町絵図」（一七六五年頃成）における中野用助宅の立地箇所との縦横の尺とが一致することである。

なお、当図の成立年代については、次の二点から時期を絞ることができる。はじめに、「長崎惣町絵図」の町割と中野家の敷地の形が一致しないこと。次に、中野家は五代用助（用七）の不身持から文政三年（一八二〇）に樺島町に移り、外浦町の家屋を借家としたが、その後、天保九年（一八三八）に起こった長崎の大火で、青貝屋武右衛門に貸してあった外浦町の家屋が焼失したこと。以上を勘案すると、中野家の家屋見取り図は、一七六五年から一八三八年の間に限定することができる。

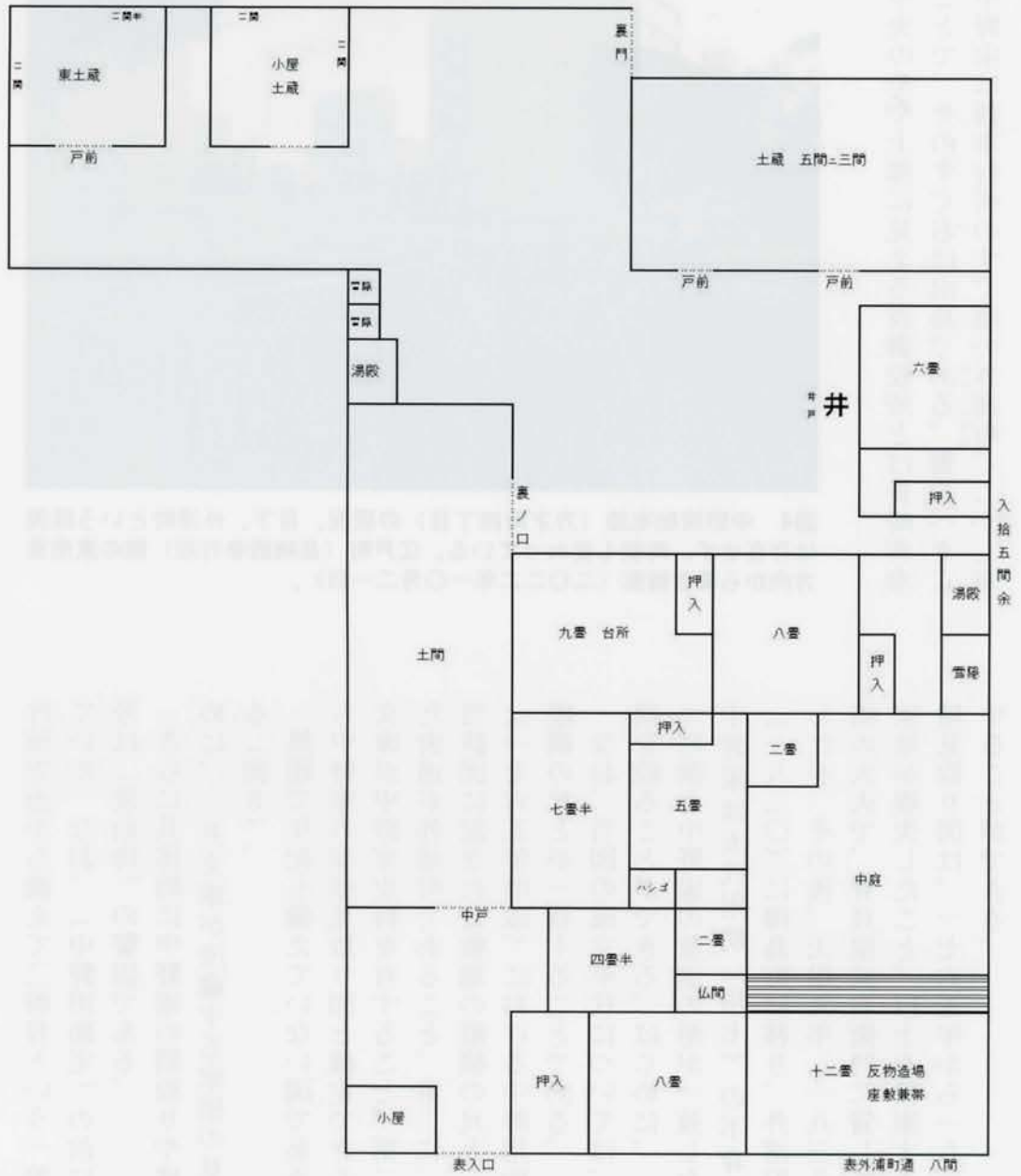


図5 中野家の家屋の間取りと建物配置。

見取り図を見る限り、十余りの部屋、三棟の土蔵、一棟の小屋、さらに中庭や井戸、湯殿二つ、雪隠三つ、加えて二階部分（ハシゴから）を有する大邸宅であった。三つの土蔵に加え、「表外浦町通 八間」に面した十二畳の部屋が「反物造場 座敷兼帯」とあることから、住居と仕事場を兼ねていた家屋であることが分かる。特徴的なのは、奥が左に伸びた鍵形の敷地となっていることである。志筑忠雄の背景には、日常的に土蔵や作業部屋にオランダ渡りの物品が蔵され、日蘭貿易関係者が始終出入りする環境があったことが推察される。

ところで、幕府や長崎社会に衝撃を与えたレザノフ来航一件は絵巻に編まれたが、そこには外浦町も描かれている。あくまで絵図のため、奥行が明らかに不正確であるなど実情を反映していない部分が多々存在することを含みつつも、志筑存命中の文化元年（一八〇四）の景観が描かれていることから、「長崎志続編」を手掛かりに、中野用助宅を特定してみよう（図6—1、6—2）。

見たように、「長崎志続編」では、中野用助宅は外浦町に面しており、また、奉行所方面から数えて二軒目で、さらに前に筑前持の警固があることが示されていた。当画像では絵巻の右側が切れているが、その先

には西奉行所が所在する。「筑前堅メ」と記された警固が見えることから、その裏の朱線で囲んだ建物が中野家の家屋を描いた部分と目される。

続いて、志筑忠雄六歳時の一七六五年頃に作製されたと見られる「長崎惣町絵図」に該当箇所をしてみよう（図7）。「絵図」と題しているものの、箇所銀（長崎の町が貿易に対する役を負っていることから、見返りとして家持の町人に配布した貿易利銀）の公平な配分を期するために製作された図で、明和年間の正確な町割を示していると見てよい。

当図の景観年代は、前述の家屋見取り図の作製年代とは異なるため、その町割が一致しないものの、ここまでに確認した諸条件を踏まえると、朱線で囲んだ所が中野用助宅の敷地となる。見取り図では外浦町に面した玄関部分が「八間」であったが、「長崎惣町絵図」では計「七間八尺四寸」。見取り図では奥行が「拾五間余」であるが、「長崎惣町絵図」では「拾五間六尺」。僅かな誤差はあるものの、一致しているものと考えて差し支えない。そうすると、「長崎惣町絵図」で見れば、商家中野家は三箇所余りの家持町人ということになり、時代が降って見取り図が描かれた頃には町割も変わって三箇所半であったものと思われ、いずれにせよ、間違いなく相当の資産を有した商家であった。



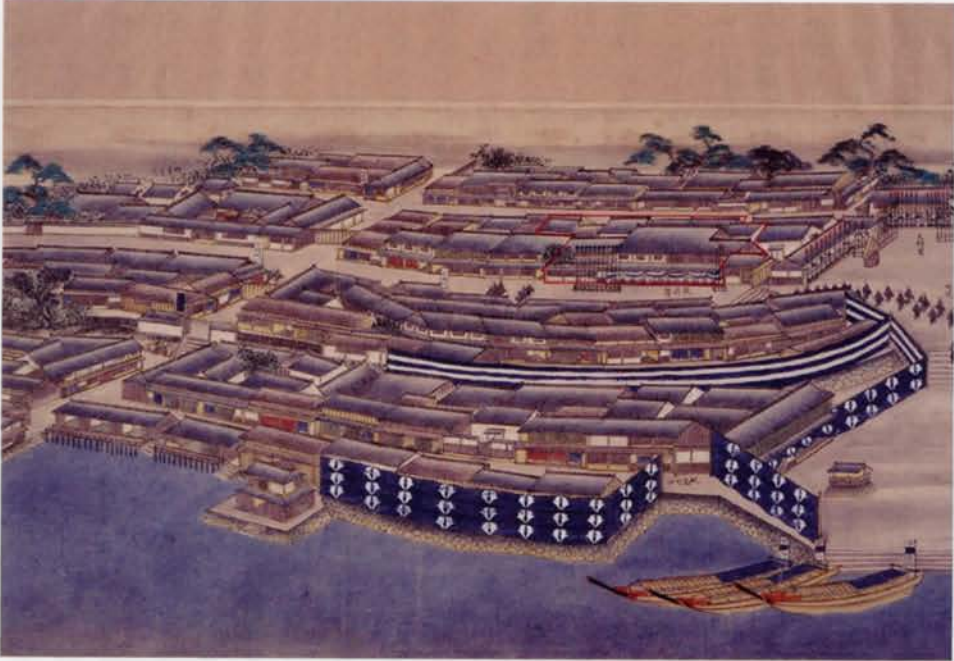


図6-1 「ロシア使節レザノフ来航絵巻」下（東京大学史料編纂所蔵。同所提供画像を転載したが、周囲をカットし、朱線を付した）。

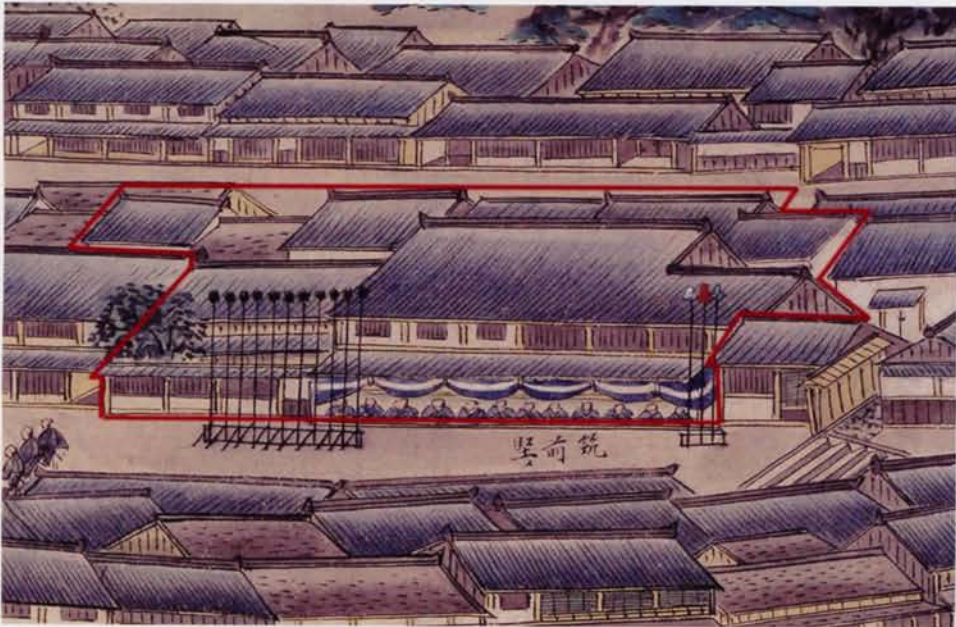


図6-2 中野用助宅を拡大したもの。「ロシア使節レザノフ来航絵巻」下（東京大学史料編纂所蔵。同所提供画像を転載したが、周囲をカットし、朱線を付した）。

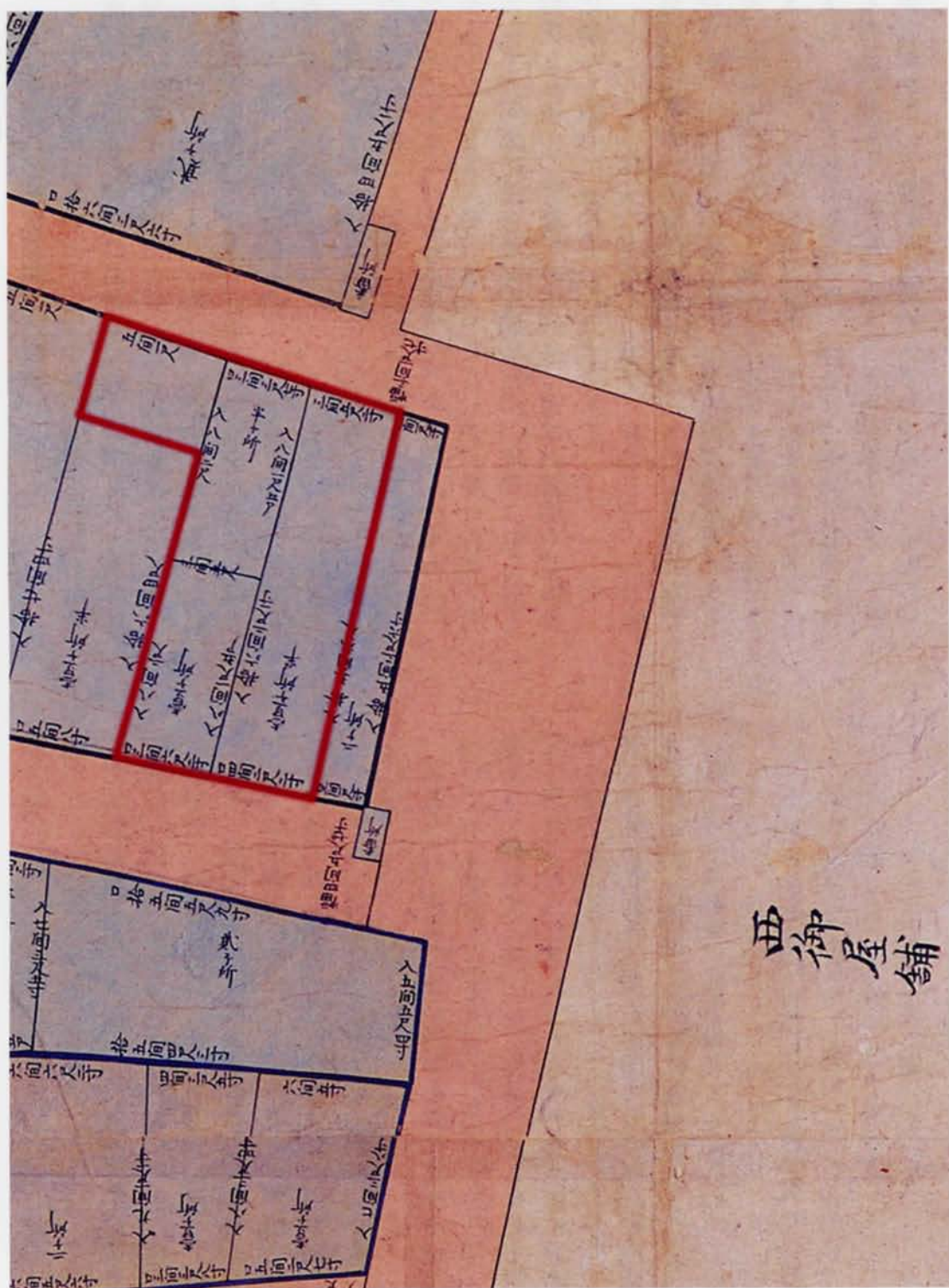


図7 「長崎惣町絵図」部分図（長崎歴史文化博物館蔵。朱線は筆者による）。



政方の証言を信用する限り、「稽古通詞」は「口舌」をもって立ち回る必要はなく、その職務内容は、「十歳にもならぬ子供」が通詞の仕事をただ見ているだけの、文字通り子ども扱いの仕事であった。かかる能力不要の閑職に、志筑忠雄は元服後の一七歳から少なくとも二三歳、長い場合は二七歳まで勤めた。周囲より随分年長者であることに相当の屈辱感を覚えたであろうし、かような職務では「万国管闈」（一七八二年八月序成写本）で見せた才能や学識を發揮する機会もなく、また、家柄と人間関係だけが要の通詞社会ではその能力が評価されることもなく、挫折の日々であったことは想像に難くない。

また、「稽古通詞」の志筑が観察していた通詞という仕事の本質は「商人的な役人」であった。通詞たちは知的好奇心を持って西洋の学問に取り組むどころか、正確なオランダ語の通訳・翻訳でさえも眼中になく、ただ自身の立場に利があるように弁舌を巧みに使い分けたり、都合に応じて原文とは異なる訳文を作成したりして御用をこなしつつ、利権を活用して儲けを得ることを主眼としていた。

ここで二三歳時に著した「天文管闈」（一七八二年八月序成写本）序文の記述に注目してみよう。

一旦得<sup>レ</sup>病<sup>ヲ</sup>蟄<sup>ル</sup>居既<sup>ニ</sup>經<sup>ル</sup>年、支<sup>ル</sup>躄猶<sup>ヲ</sup>未<sup>タ</sup>レ平<sup>ラ</sup>カ  
焉。每<sup>ニ</sup>懷<sup>ツ</sup>テ<sup>ニ</sup>身無<sup>シ</sup>テ<sup>ニ</sup>寸<sup>ノ</sup>分<sup>ノ</sup>功<sup>一</sup>空<sup>ク</sup>辱<sup>ム</sup>ル<sup>コト</sup>ヲ<sup>ニ</sup>  
公祿之重<sup>ヲ</sup>而不<sup>レ</sup>暇<sup>ラ</sup>ニ<sup>ニ</sup>太息<sup>ニ</sup><sup>15</sup>

数年間（おそらく休職して）蟄居の身であることと、体が思うようにならないことが記されているが、運動機能の疾患が原因であれば、同年同月に大部の「万国管闈」と「天文管闈」を書き上げたことや、翌年以降の精力的な翻訳活動の説明がつかない。よって、当該証言が虚偽でなければ、精神疾患に因る病状と考えるのが自然である。

以上を勘案すると、不世出の才能と並々ならぬ蘭学への情熱を持った志筑は、「稽古通詞」という仕事、そして「通詞」としての将来にほとほと嫌気がさして「病身」となり、それを理由もしくは建前として辞職したものと見ることができるのである。後年、志筑が仕官を希望するふしもあるが、それは通詞としてではなく、あくまで（蘭）学者として幕府や藩への登用を夢見たものであった。

### おわりに

中野家が祿を得る手段を失った志筑忠雄を養えた根底には、ひとえにその財力が存在した。また、経営戦

略の一環として送り込んだ通詞職を辞した志筑を再び受け入れたのは、オランダ語ができる人間を家に置いておくことの利点、やはり経営戦略としての判断からであろう。そうすると、蟄居して蘭書に耽っていたとする、巷間に流布していた志筑像はやや誇張された人物像であったと言わざるをえない。無為徒食の者を中野家が置いておく事態は考えにくく、折に触れて多少なりとも家業の手伝いをさせていたと考えるのが妥当であろう。

最後に、通詞社会のネットワークから外れた志筑忠雄が、いかにして蘭書を入手しえたのか、という疑問について三点の可能性を提示する。第一に、舶来品を扱い、また、貸銀を通じて通詞社会に影響力を持っていた商家中野家の立場、人脈ないしは財力から手に入れた。第二に、稽古通詞時代や蘭語教授などを通じて培った人脈などを通じて譲り受けた、または借用・閲覧した。そして第三に、藩の蔵書を借用・閲覧した。殊に第三点については、志筑が平戸藩の蔵書を底本として、『字義的・実践的聖書釈義』(Matthew Henry: *Letterijke en practische verklaring over den geheelen Bybel of het oude en nieuwe Testament*. Delft, Reinier Boitet, 1741) や、その他蘭書の訳出にあたったことが指摘されている。その背景には、平戸藩主松浦静山

(一七六〇～一八四一)からの翻訳要請が存在するが、それは通詞志筑家の由来が一七世紀の平戸藩にあることから、静山は志筑忠雄を家臣のように見做し、訳業を命じたものと考えられている<sup>18)</sup>。

しかしながら、武家でもなかった商家中野家に戻り、無職の「中野忠雄」となった志筑が、平戸まで出かけ、城中に入って藩の蔵書を閲覧するような状況は想像しがたい。藩(武家)と一介の商人身分の者との関係や接点を考えると、中野家から直線距離で七〇〇メートル余りの場所にあった平戸藩蔵屋敷を通じて、静山からの要請や藩蔵書籍の貸借が行われたと見るのが自然である(図8)。

ともあれ、右の一事をもつてしても、志筑が蟄居して蘭書に耽っていたとするのは神話にすぎないと言えるが、没後かような伝説的志筑像が定着するのは、同時代の水準を遥かに超越した数々の仕事と、それと反比例するように、どの学派にも属さない、無職・無名の人物であったことから、志筑に関する情報がほとんど無かったことに起因するのである。志筑忠雄は、数少ない門下生や接見した者でさえもその生活や人物を掴めないような人物で、ましてその姿を見たことのない近世日本人々にとっては全く理解しえない存在であったに違いない。

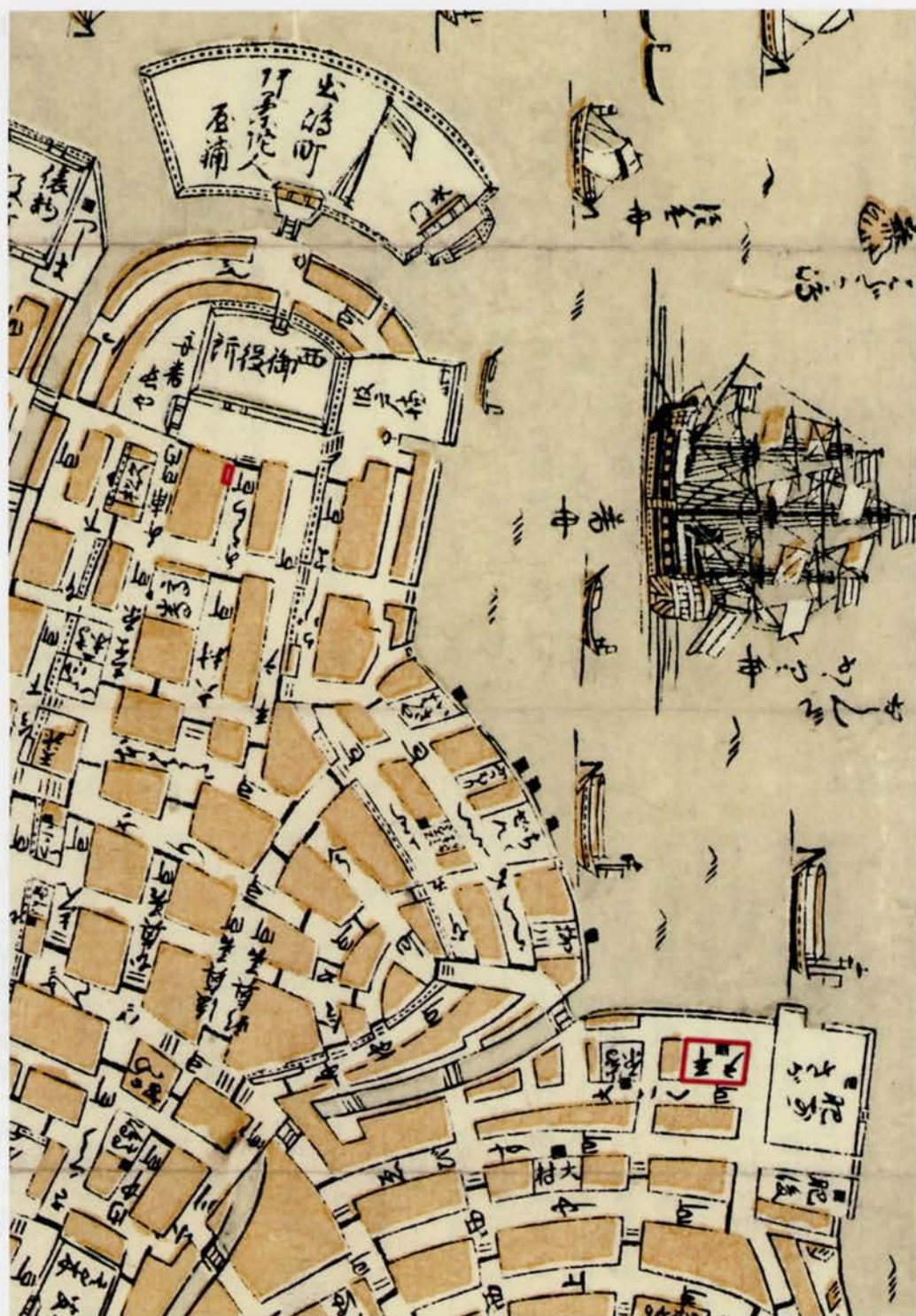


図8 『肥前長崎図』部分図（文錦堂、一八〇二年。熊本県立大学歴史学研究室蔵。朱線を付した）。「西御役所」の裏の朱で囲んだあたりが中野家。右下方部に平戸藩蔵屋敷。

1 原田博二「阿蘭陀通詞志筑家について」『蘭学のフロンティア—志筑忠雄の世界』、長崎文献社、二〇〇七年。イサベル・田中・ファン・ダーレン「オランダ史料から見た長崎通詞—志筑家を中心に—」(前掲『蘭学のフロンティア—志筑忠雄の世界』)。なお、志筑の退職年次については稿を改めて検討する。

2 無題であるが、三井文庫は「中野用助系図」と題を付している(本一四九一—三八)。

3 森岡美子「三井越後屋の長崎貿易経営(一)」『史学雑誌』第七二編第六号、一九六三年)、九〇—一〇頁。なお、三井文庫の文化一四年(二八一七)の史料四点「商売方御示合書御請 二番」(別六四三—一二二)、「奉願口上之覚 八番」(別六四三—一三三)、「御熟談書御請」(別六四三—三〇)、「添書書 七番」(別六四三—三二)、「ならびに文政元年(一八一八)の史料四点「被仰渡之御請書」(別六四三—一〇)、「丑秋世帯向勘定」(別六四三—二六)、「当時世帯向調子 六番」(別六四三—二七)、「無題(中野用助銀子借用証文)(続七三七—五)」の署名も、いずれも「教令」。

4 松尾龍之介「志筑忠雄の実家—中野家に関するノ

ート」『洋学史研究』第二六号、二〇〇九年)、一〇五頁。

5 前掲松尾龍之介「志筑忠雄の実家—中野家に関するノート」、一一〇頁。

6 印刷資料は二重括弧で、手写資料(文書・写本・絵図)は鍵括弧で示した。以下同。

7 無題であるが、三井文庫は「外浦町屋敷絵図」と題を付している(別一七四二—二)。

8 布袋厚『復元! 江戸時代の長崎』(長崎文献社、二〇〇九年)、二六—三二頁。

9 中野家がオランダ渡りの商品を扱っていたことを示す史料としては、中野利右衛門、中野善助「無題(唐阿蘭陀方商売落札請合証文)」(一七二二、三井文庫・本一四九一—四)が最も早い。

10 「西龍太書上由緒書」には、安永五年に「養父」志筑孫次郎「跡職被仰付」とあり、この年に志筑忠雄が稽古通詞となったことが示されているものの、辞職した年次が安永六年と記されており、信用できない部分もある。渡辺庫輔『阿蘭陀通詞志筑氏事略』(長崎学会、一九五七年)、三一—三二頁。合綴史料「借用銀証文之事 差出申釣合書之事」(シーボルト記念館・中山一四—四—五六)。

11

12

例えば、志筑門下の馬場佐十郎（一七八七—一八二二）は、「和蘭文範摘要」（一八一四年成写本。早稲田大学図書館蔵）の自序で、「訳官多病ニシテ曾テ其職ヲ謝シ、退隱ノ後専ラ斯学ニ耽ルト云フ」と伝聞を記している。

13

初出は石橋思案「福地の叔父様（桜痴居士の少年時代）」（『少年世界』第一二卷第二号、一九〇六年）。上田はる『私の史料探訪2—石橋家の人々』（上田英三、二〇〇四年）に収録したものを参照。引用文は二八五頁。

14

大槻如電は、長崎の町医師・吉雄圭斎からの伝聞に基づいて「俗事に迂、且つ口舌の不得手なるため、同僚の侮弄を招いたことが稽古通詞を辞した理由としているが、如電説には根拠がなく推測の域を出ない。大槻如電原著、佐藤榮七増訂『日本洋学編年史』（錦正社、一九六五年）、二二九頁。また、拙稿「志筑忠雄の所用印ともう一つの字」『文彩』第一六号、二〇二〇年）、一〇頁。

15

大崎正次「『曆象新書』天明旧訳本の発見」（『科学史研究』第四・五号、一九四三年）、一〇一頁。なお、訓点は見やすい位置に移動させた。

16

前掲拙稿「志筑忠雄の所用印ともう一つの字」、一二頁。および拙稿「『和解』から『翻訳』へ—

*Beschryvinge van het octant en deszelfs gebruik* の訳

出に見る本木良永と志筑忠雄—」（『熊本県立大学文学部紀要』第八二号、二〇二三年）、（17）頁。

17

例えば、享和三年（一八〇三）に長崎遊学し、志筑忠雄との接見を果たした大槻玄幹（一七八五—一八三八）は、後年著した「蘭学凡」（一八一六年成写本。早稲田大学図書館蔵）の附言で、「是ヨリ先ニ病ヲ以テ本務ノ訳司ヲ辞シ、一室ニ間居シテ他人ノ応接ヲ避ケ、嘗テ志ス処ノ西書ニ耽ル事廿年一日ナリ」（読点は筆者による）と述べている。

18

時期は不明であるが、静山は志筑に『字義的・実践的聖書釈義』の和訳を命じている。松田清『洋学の書誌的研究』（臨川書店、一九九八年）、四七三—四七七頁。

【付記】本稿執筆にあたって、織田毅氏および平岡隆

二氏から有益な御教示を賜りました。また、長崎歴史文化博物館からは画像掲載許可をいただき、その他猪飼隆明、吉田洋一、矢田純子各氏のご協力を得たことを記し、謝意とします。



熊本県立大学文学部

『文彩 BUN-SAI』 第19号

- 
- \* 発行 2023年3月1日
- \* 発行所 熊本県立大学文学部  
熊本市東区月出3丁目1番100号
- \* 印刷所 (有)さかき印刷  
熊本市東区長嶺東6-30-37